**令和５年度市有施設への太陽光発電設備導入可能性調査業務仕様書**

１　業務の概要

(1) 業務の名称

令和５年度市有施設への太陽光発電設備導入可能性調査業務

(2) 委託期間及び委託予定額（上限）

①　委託期間　委託契約締結の日から令和６年１月５日（金）まで

②　委託予定額（上限）　3,692,000円（税込）

(3) 委託業務内容

①　太陽光発電設備導入可能施設の調査

　ア　第一段階調査

市が受注者に対して提供する調査対象市有施設の一覧（60～70施設程度）の中から、施設用途、所在地、設備設置可能面積、築年数等の情報及び再エネ情報提供システム（REPOS）を通じた再エネポテンシャルの概略の情報をもとに、発電量及び消費電力が多い等導入効果が高いと思われる施設を、第一段階として50施設選定する。

イ　第二段階調査

アで選定した施設に対して、さらに次の調査・検討を行い、その結果をもとに、発電量が多い等導入効果が高いと思われる施設を、発注者と協議のうえ、最終的に27施設選定する。

　　　　(ｱ) 航空写真及び図面等により屋根等の形状を確認し、設置可能面積を定める。

(ｲ) 設計図面や市が過去に実施した耐震診断資料等、市が提供可能な各資料により調査対象施設の耐震性を確認する。なお、耐震性の確認にあたり、新たな構造計算等は不要とする。

(ｳ) (ｱ)及び(ｲ)の結果をもとに、設備設置対象除外施設を抽出する。

②　発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討

　　　　①イで選定した27施設について、次の調査・検討を行う。

　　　ア　各種データの調査により、施設の維持管理の状況、構造物としての強度維持の状況、屋根の防水維持状況を確認するとともに、景観上の懸念があるか、日射の障害になるものがあるか等を調査し、発電設備の設置可否の簡易判断を実施する。

イ　対象施設地域の日照実績等を調査の上、シミュレーションソフト等を用いて各施設の想定発電量を試算する。

ウ　設備設置可能性面積、設置位置、設置工法等を定めて、概算工事費（費用内訳を明記）を算出する。

　　③　①及び②の調査・検討結果をまとめた報告書を作成する。なお、報告書中で、航空写真等を用いて、想定される設備設置箇所を図示すること。また、報告書の記載内容については市と協議するものとする。

④　協議・打合せ

本委託業務の実施に当たり、適宜、市と協議・打合せを行い、その議事録を速やかに作成する。作成した議事録は、協議・打合せ参加者への確認を得た後、速やかに市へ提出するものとする。

２　成果品

市へ提出する成果物は、次のとおりとする。

(1) 調査報告書　３部

(2) 本業務に係る資料・写真等の電子データ　１式

※電子データはCD-R又はDVD-Rに収録し、提出するものとする。なお、電子データのソフトウェアはMicrosoft Word又はMicrosoft Excelを原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、別途市と協議するものとする。

３　スケジュール

　　令和５年９月上旬（予定）　　　　契約締結・業務開始

　　令和５年９月上旬（予定）～12月　随時、市との協議・打合せ、進捗報告

　　令和６年１月５日（金）まで　　　成果物納入

４　留意事項

(1) 再委託等の制限

①　受注者は、本業務の全部又は本業務の統括業務部分を一括して第三者に委託してはならない。

②　受注者は、本業務の一部を第三者に委託することはできるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を市に対して文書で報告し、承認を得なければならない。

③　再委託先の選定、管理等に当たっては、法令順守を徹底すること。

(2) 権利の帰属

本業務により作成された成果物及び資料の利用に関する著作権、所有権に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受注者から発注者に移転することとする。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務の履行に際して知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

　(4) 委託料の支払い

　　　委託料は、本業務が完了し、市が業務完了の確認を行った後に、受注者に支払うものとする。

　(5) 本業務の実施にあたり、この仕様書に記載のない事項、またはこの仕様書により難い事項が生じた場合は、市及び受注者において協議の上、これを定め、業務を実施することとする。